

(仮称) 新みのおサンプラザ 1 号館
公共施設（1 階～3 階）指定管理予定者
業務仕様書（案）

令和 7 年〇月

箕面市

1. 業務範囲と内容

「指定管理予定者」は、市と協力しながら、(仮称)新みのおサンプルザ1号館のうち1階～3階の新規施設及び既存の付属施設(以下「業務対象施設」という。)の開業に係る各種調整・準備を行うものとします。

(1) 指定管理予定者が行う業務範囲

①新規施設の機能構成に関する計画書の策定

新規施設全体の整備目的やコンセプトを踏まえた維持管理・運営方針に基づいた機能構成を検討し、その内容を計画書にまとめ、市の承認を得ること。

②指定管理施設の設計段階における市等への検討・助言

設計段階において実施する市と設計者(市委託)の協議に参加し、指定管理予定者として、管理運営の視点(利用者等の利便性、防犯・安全性、管理のしやすさ等)から、施設整備に関する検討及び助言を行うこと。(別途「設計等支援業務委託」を締結予定。)

③指定管理施設の施工段階における市等への検討・助言

施工段階において、必要に応じて、市と施工事業者(市委託)との協議に参加し、指定管理予定者としての検討及び助言を行うこと。

④業務対象施設におけるテナントの誘致等

各区画の利用希望者の誘致を行い、決定した各区画の利用者(テナント)に対し、意向・要望等の意見聴取を行い、開業準備段階・管理運営段階で必要な設備等の整理を行うこと。

⑤業務対象施設に係る維持管理・運営計画の策定

業務対象施設の管理運営方針、維持管理・運営方法、利用形態等に関する検討を行い、その内容を計画書にまとめること。指定管理施設に係る内容(開業時間、休館日、利用料金・減免等の設定等)については、市の承認を得ること。

計画書には、施設全体の管理目標及び指標等を盛り込み、市の施策や箕面駅前地区に係る既存の事業との整合を図ること。

⑥指定管理施設に係る広報・周知の検討

指定管理施設全体の整備目的やコンセプトの実現に向けて、市全体・箕面駅前地区の賑わい創出や地域情報の発信にむけた持続的な取組の企画・提案を行うこと。(例：市民説明会の実施、開業前イベント等)

企画・提案にあたっては、取組概要や想定される効果や予算・費用分担、実施時期を市に提示すること。なお、指定管理者に指定された後には実施結果や効果を踏まえ、より有効な内容とするよう、都度見直しを行うこと。

⑦その他

必要に応じて、新規施設の関係事業者に対して、指定管理予定者としての助言を行うこと。

(2) 成果品

上記について報告書を作成し、印刷製本3部とDVD1枚を、成果品として市に納品すること。